

	平成 29 年 7 月 10 日
一部改正	平成 30 年 3 月 9 日
一部改正	令和 2 年 3 月 2 日
一部改正	令和 2 年 7 月 6 日
一部改正	令和 3 年 3 月 8 日
一部改正	令和 4 年 3 月 1 日
一部改正	令和 5 年 3 月 1 日

兵庫県保育士等キャリアアップ研修に係る指定要領

1 趣旨・目的

本要領は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）及び「兵庫県保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱」（令和 2 年 3 月 2 日付こ第 1947 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、兵庫県が研修実施機関の指定を行うために必要な事項を定めるものである。

2 指定の対象となる機関

- ① 市町
- ② 指定保育士養成施設
- ③ 就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体

3 指定の要件

(1) 以下に定める内容を満たす研修を実施すること

ア 研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修のいずれかの分野とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

(ア) 専門分野別研修（①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援）

保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

(イ) マネジメント研修

(ア)の分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

(ウ) 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

イ 研修内容

研修内容は、別添 1 「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄

及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものでなければならない。

ウ 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上とし、指定を受けた年度内に完了しなければならない。

ただし、県が特別の事情があると認める場合には、指定を受けた年度における研修時間が15時間未満となる場合でも指定することができる。

エ 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると県知事が認める者とし、別に定める講師選定基準を満たす者であること。

オ 実施方法

研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫すること。また、県は、以下の要件を満たす場合においてリモートによる研修の実施を認めることができる。

- ・ 集合研修と同等の質が担保されていること
- ・ 講師と受講者の双方向でコミュニケーションを取ることができること
- ・ 受講確認のための不正防止対策及びなりすまし対策を講じていること

(2) 以下に定めるとおり研修修了の確認及び評価を行うこと

- ① 15時間以上の研修（別添1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものを）を全て受講していること。
- ② 各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するため、研修受講後にレポートを提出させること。
ただし、レポート自体に理解度の評価（判定）を行って、修了の可否を決定することまでは必要としないこと。
- ③ 受講者のうち、態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行わないことができること。
- ④ 上記の研修修了の確認及び評価については、指定を受けた年度内に、①～③全てを満たした者を研修修了者と評価することを基本とするが、年度内に全てを受講できなかった受講者等について、次年度以降に同等の研修を受講させることにより、研修修了の確認及び評価を行うことができた場合には、(3)アの修了証を交付することができるものとする。

(3) 実施要綱の5及び以下に定めるとおり研修修了の情報管理等を行うこと

ア 修了証の交付

(ア) 指定を受けた研修実施機関（以下「指定研修実施機関」という。）は、研修修了者に対し、様式第1号による修了証を交付するものとする。

なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

(イ) 修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号（兵庫県：28）・修了証の発行年（2桁（西暦の下2桁））・研修指定番号（3桁）（※）・通し番号（5桁）」の12桁とする。

※ 研修指定番号は、研修実施機関の番号（2桁）（指定時に県で決定し、通知する）と研修種別番号（1桁）の3桁の番号とする。なお、「研修種別番号」は別添2のとおりとする。

（例）令和4年（2022年）に研修実施機関の番号が「10」の機関が実施する乳児保育の研修を修了した者の最初の修了書番号：282210100001

（ウ）修了証の効力

修了証については、修了した研修が実施された会場の所在地の都道府県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

（エ）修了証の再交付

指定研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うものとする。

イ 一部受講証明書等の交付

指定研修実施機関は、単一の年度内に15時間の研修全てを受講できなかった者（以下「一部受講者」という。）に対し、以下の内容を記載した証明書等（様式は問わない。以下「一部受講証明書等」という。）を交付するものとする。

なお、虚偽又は不正の事実に基づいて一部受講証明書等の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

- ・ 勤務先施設名、勤務先施設所在市町村名
- ・ 受講者氏名、生年月日
- ・ 受講者の保育士登録番号（保育士資格を有する場合のみ）
- ・ 受講年月日、受講会場、研修名称
- ・ 受講分野
- ・ 受講した内容（別添1の内容欄①～⑤の項目）
- ・ 受講時間数
- ・ 研修実施機関の名称

ウ 研修修了者の情報管理

指定研修実施機関は、次のとおり、研修修了者の情報管理を行うものとする。

（ア）研修修了者名簿の作成

指定研修実施機関は、受講希望者からの申し込みの際、①保育士登録番号（保育士資格を有しない場合は、幼稚園教諭免許状番号、栄養士名簿登録番号、調理師名簿登録番号、看護師免許登録番号等を記入すること。これらの資格を有しない場合は空欄で可。）、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名（現に保育所等に勤務している者に限る。）、④職種を把握し、研修修了後には、①から④までの情報に加え、⑤修了した研修分野、⑥修了証番号、⑦修了年月日を記載した研修修了者名簿（様式第2号-1）を作成する。

（イ）受講者リスト（一部受講者用）の作成

指定研修実施機関は、一部受講者について、（ア）①から④までの情報に加え、⑤受講した研修分野、⑥受講した研修分野における受講項目（別添1内容欄の①

～⑤)、⑦受講時間数を記載した受講者リスト（様式第2号-2）を作成する。

(ウ) 研修修了者名簿等の提出

(ア) 及び (イ) の名簿については、4 (5) により兵庫県に提出すること。

エ 情報の取扱い

(ア) 本研修を実施する上で知り得た個人情報の取扱いについては、十分に留意しなければならないこと。

(イ) 指定研修実施機関は、兵庫県が他の都道府県及び市町村に3 (3) ウ (ア) で定める①から⑦までの情報及び (イ) で定める⑤から⑦までの情報を提供することについて、受講の申し込み時において、本人から同意を得ること。

(4) その他

- ① 研修事業の経理を他事業の経理と区分し、事業の収支を明らかにする書類を整備すること。
- ② 研修を適正かつ円滑に実施するとともに、受講者情報の管理を適正に行うための能力を有しており、指定を受けようとする機関の運営上必要な事項について、定款等において定めていること。

4 指定手続き

(1) 指定申請

指定を受けようとする研修実施機関は、兵庫県に対し、県が別途指定する日までに様式第3号による申請書を提出するものとする。

また、上記申請書には、以下の①～⑤の資料を添付するものとする。

なお、①～④については、参考様式第1号～第4号を参考に作成すること。(同内容が明記されていれば、様式は問わない。)

加えて、リモートで実施する場合は⑥を提出すること。

- ① 事業計画書（研修に関する日程（研修の受付開始予定日、研修実施予定日、修了証の発行予定日及び事業実績報告の提出予定日を含む。）、研修会場、研修事業の実施体制（研修担当者の連絡先及び氏名を含む。）及び収支予算を記載すること。）
- ② 研修カリキュラム（定員、研修項目、各項目の講師・時間数及び研修形態（講義・演習・グループ討議等の別）を記載すること。）
- ③ 講師の略歴及び保育に関する研修の実績が分かる書類
- ④ 講師承諾書
- ⑤ 指定研修の概要（様式第4号）
※⑤については、指定後に県のホームページに掲載することを予定している。
- ⑥ リモート研修実施計画書（様式第9号）

(2) 県による指定

(1) による申請を受けた県は、申請内容が本要領に定める内容を満たしたものであると認める場合、様式第5号による指定通知書により、指定を行うものとする。

(3) 指定の効力

ア (2) による指定については、指定を行った年度内のみ効力を有する。

イ ただし、指定研修実施機関が、当該年度と同じ分野かつ同等の講師及び内容の研

修を翌年度も実施しようとする場合、様式第6号による指定内容更新届出書を兵庫県に提出することにより、当該研修に対する指定は、引き続き効力を有するものとする。なお、当該届出書に記載された内容が本要領に定める内容を満たしていない場合、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

ウ イの届出に係る添付書類については、(1)に準ずるものとする。

ただし、③及び④については、前年度から変更がない場合は当該書類を省略することができる。

(4) 指定後の内容変更

指定申請の内容について、指定を受けた後に変更するときは、様式第7号による指定内容変更届出書を兵庫県に提出すること。

なお、指定内容変更届出書の内容が、本要領に定める内容を満たしていない場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

(5) 研修終了後の実績報告

指定を受けた年度における研修が全て終了した場合は、研修を実施した翌年度の4月10日までに、研修事業実績報告として、様式第8号及び3(3)ウ(ア)及び(イ)の名簿を兵庫県に提出すること。

5 その他

- ① 研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。
- ② 研修実施にあたっては、研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮すること。
- ③ 研修実施機関は、研修の定員に3(1)アに定める研修の対象者の受講希望者の数が満たない場合、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。
- ④ 指定を受けた研修について、県においてホームページへの掲載等により、保育所等及び研修の対象者に周知を行うため、県が求める情報の県への提供に協力すること。

分野別リーダー研修の内容

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	①乳児保育の意義 ②乳児保育の環境 ③乳児への適切な関わり ④乳児の発達に応じた保育内容 ⑤乳児保育の指導計画、記録及び評価	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育の役割と機能 乳児保育の現状と課題 乳児保育における安全な環境 乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 他職種との協働 乳児保育における配慮事項 乳児保育における保育者の関わり 乳児保育における生活習慣の援助や関わり 保育所保育指針について 乳児の発達と保育内容 1歳以上3歳未満児の発達と保育内容 全体的な計画に基づく指導計画の作成 観察を通しての記録及び評価 評価の理解及び取組
幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	①幼児教育の意義 ②幼児教育の環境 ③幼児の発達に応じた保育内容 ④幼児教育の指導計画、記録及び評価 ⑤小学校との接続	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育の役割と機能 幼児教育の現状と課題 幼児教育と児童福祉の関連性 幼児期にふさわしい生活 遊びを通しての総合的な指導 一人一人の発達の特性に応じた指導 他職種との協働 保育所保育指針について 資質と能力を育むための保育内容 個々の子どもの発達の状況に応じた幼児教育 全体的な計画に基づく指導計画の作成 観察を通しての記録及び評価 評価の理解及び取組 小学校教育との接続 アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解 保育所児童保育要録

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ①障害の理解 ②障害児保育の環境 ③障害児の発達の援助 ④家庭及び関係機関との連携 ⑤障害児保育の指導計画、記録及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの理解 ・ 医療的ケア児の理解 ・ 合理的配慮に関する理解 ・ 障害児保育に関する現状と課題 ・ 障害児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境 ・ 障害のある子どもと保育者との関わり ・ 障害のある子どもと他の子どもとの関わり ・ 他職種との協働 ・ 障害のある子どもの発達と援助 ・ 保護者や家族に対する理解と支援 ・ 地域の専門機関等との連携及び個別の支援計画の作成 ・ 小学校等との連携 ・ 全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録 ・ 個別指導計画作成の留意点 ・ 障害児保育の評価
食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 ・ アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 ・ 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ①栄養に関する基礎知識 ②食育計画の作成と活用 ③アレルギー疾患の理解 ④保育所における食事の提供ガイドライン ⑤保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能 ・ 食事摂取基準と献立作成・調理の基本 ・ 衛生管理の理解と対応 ・ 食育の理解と計画及び評価 ・ 食育のための環境（他職種との協働等） ・ 食生活指導及び食を通じた保護者への支援 ・ 第三次食育推進基本計画 ・ アレルギー疾患の理解 ・ 食物アレルギーのある子どもへの対応 ・ 保育所における食事の提供ガイドラインの理解 ・ 食事の提供における質の向上 ・ 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解 ・ アナフィラキシーショック（エピペンの使用方法を含む。）の理解と対応

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 ・ 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 ・ 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ①保健計画の作成と活用 ②事故防止及び健康安全管理 ③保育所における感染症対策ガイドライン ④保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ⑤教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成 ・ 保健活動の記録と評価 ・ 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患等） ・ 事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組 ・ 体調不良や傷害が発生した場合の対応 ・ 救急処置及び救急蘇生法の習得 ・ 災害への備えと危機管理 ・ 他職種との協働 ・ 保育所における感染症対策ガイドラインの理解 ・ 保育所における感染症の対策と登園時の対応 ・ 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解 ・ 保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応 ・ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解 ・ 安全な環境づくりと安全の確認方法
保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ①保護者支援・子育て支援の意義 ②保護者に対する相談援助 ③地域における子育て支援 ④虐待予防 ⑤関係機関との連携、地域資源の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者支援・子育て支援の役割と機能 ・ 保護者支援・子育て支援の現状と課題 ・ 保育所の特性を活かした支援 ・ 保護者の養育力の向上につながる支援 ・ 保護者に対する相談援助の方法と技術 ・ 保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価 ・ 社会資源 ・ 地域の子育て家庭への支援 ・ 保護者支援における面接技法 ・ 虐待の予防と対応等 ・ 虐待の事例分析 ・ 保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携 ・ 保護者支援・子育て支援における地域資源の活用 ・ 「子どもの貧困」に関する対応

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ①マネジメントの理解 ②リーダーシップ ③組織目標の設定 ④人材育成 ⑤働きやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 組織マネジメントの理解 保育所におけるマネジメントの現状と課題 関係法令、制度及び保育指針等についての理解 他専門機関との連携・協働 保育所におけるリーダーシップの理解 職員への助言・指導 他職種との協働 組織における課題の抽出及び解決策の検討 組織目標の設定と進捗管理 職員の資質向上 施設内研修の考え方と実践 保育実習への対応 雇用管理 ICTの活用 職員のメンタルヘルス対策

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ①保育における環境構成 ②子どもとの関わり方 ③身体を使った遊び ④言葉・音楽を使った遊び ⑤物を使った遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの感性を養うための環境構成と保育の展開 子どもの発達に応じた援助方法に関する実践方法 身体を使った遊びに関する実践方法 言葉・音楽を使った遊びに関する実践方法 物を使った遊びに関する実践方法

※ 「具体的な研修内容（例）」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。

研修種別番号

1	乳児保育
2	幼児教育
3	障害児保育
4	食育・アレルギー対応
5	保健衛生・安全対策
6	保護者支援・子育て支援
7	マネジメント
8	保育実践